

献辞

同志社大学名誉教授佐藤義彦教授の古稀を記念し、ここに記念論文集を刊行させていただくことができました。お慶びの気持ちとともに、謹んで先生に献呈させていただきます。

先生は、一九三八年にお生まれになりました。一九六二年には、京都大学法学部を卒業、引き続き同年四月に同大学大学院法学研究科修士課程に進学され、一九六五年三月に同課程を修了された後、同年四月に同法学研究科博士課程に進学されました。その後、一九六七年四月に同志社大学法学部に助手として赴任されました。以来、専任講師、助教授、教授、大学院博士前期課程教授、そして同後期課程教授として、四十二年もの長きにわたり、同志社大学と法学部のためにご尽力いただきました。

先生は、家族法の学者として、学界に多大な貢献をしてこられました。しかし、旺盛な探究心から、家族法のみならず、特許法など様々な分野に関心を広げられ、ご業績を残しておられます。したがって、先生のご学風について、あえて誤解を恐れずに申し上げるならば、まずは、その研究領域の広さが挙げられます。日本の学者には少ない、欧米型の研究スタイルといえましょう。

また、先生のご研究は、法概念や条文の文言を非常に丁寧に扱われる点に特色があります。家族法の領域では、しばしば価値判断や政策的考慮が重んじられますが、先生は、民法の他の分野と同じく、概念の定義、体系的整合性を意識し、極めて精緻な解釈論を展開されます。このような研究姿勢は、先生が京都大学大学院で於保不二雄先生の指導を受けられたことと無関係ではないでしょう。「家族法は団体法ではない。家族法においても、個人と個人の関係が基本である。そうした関係の集まりとしての家族法の体系化が必要だ」とおっしゃっていた先生の言葉が思い出されます。

もともと、先生は、いわゆる「概念法学」的に、論理のみによって結論を導かれるわけではありません。弁護士としての実務経験、柔軟でバランスのとれた思考により、先生は、常に市民感覚に合った結論を模索してこられました。まさに、「諸君よ、もし理論をもつて是非を判別せんと欲せば、決して難しきにあらざるなり。しかれども諸君よ、願わくばその理論に愛の油を注ぎ、もつてこれを考えよ」という新島襄の教えを実践しておられるのです。

自由な雰囲気の中か学生を温かくご指導くださるお人柄を慕い、先生のもとには、いつも多くの学生が集まりました。法曹に従事する者を含め、各界で活躍するゼミの卒業生はすでに一〇〇〇人を超えます。大学院で先生の指導を受け、研究者の道へ進んだ者は一〇名を超え、現在、全国各地の大学で教壇

に立っています。その専門分野も家族法のみにとどまらず、法律行為論、消費者契約法から、登記法、民事執行法、国際私法まで多岐にわたります。先生がいかに幅広く学生を受け入れ、その個性に応じた育て方をされたかがうかがえます。

先生は、一九八九年四月から一九九一年三月まで法学部長、一九九一年四月から一九九二年三月まで評議員、一九九二年四月から一九九五年三月まで教務部長、二〇〇二年九月からは学校法人同志社理事、と学内の要職を歴任されました。法学部長時代には、大学院法学研究科の改革に着手され、研究者養成を主たる目的としていた大学院から、理系の大学院並みに、法曹や企業法務等、実社会で活躍する人材を育てる大学院へと画期的な転換を図られました。これにより、一桁であった入学者数は三桁に達しました。昨今の専門大学院構想へとつながる先駆的役割を果たしたといえます。その後、法曹養成に関しては、二〇〇四年に設置された法科大学院に引き継がれることになりましたが、その際にも、先生は、法科大学院設置準備室長を務められました。法学部および法学研究科では、現在、企業法務に重点を置いたカリキュラムが学生の関心を集めておりますが、その礎を築かれたのが先生であることは、誰もが認めることでしょう。

今後先生がご健勝でますますご活躍されますよう、本論文の執筆者ならびに同志社法学会一同、心

よりお祈りいたしております。そして、これからもわれわれをご指導・ご鞭撻くださいますようお願い申し上げます。

二〇〇九年二月

土田道夫
法学部長